

## 理由

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定が国会において承認されたことを踏まえ、同協定に基づき関税に関する便益の適用を受けるために必要な原産地証明書に係る規定の整備等を行う必要があるからである。